

**令和元年度第1回 東京都後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審議会【議事録】**

- ・日時：令和元年8月28日（水曜日）10時30分～11時37分
- ・場所：東京区政会館19階 193会議室

【出席者】茶谷会長、池村副会長、斉藤委員

【事務局】三ッ木副広域連合長、川上総務部長、山本総務課長、鈴木総務係長、小倉総務係主査、安藤総務係主任

【説明者】山中管理課長、橋本保険課長、佐々木点検係長、葛上情報システム係長

## **1 審議会の運営等について**

### **(1) 会長選出**

- ・東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第1項に基づき、委員互選により、会長は、茶谷 達雄 委員が選任された。

### **(2) 副会長選出**

- ・東京都後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審議会条例第5条第3項に基づき、会長の指名により、副会長は、池村 正道 委員が選任された。

### **(3) 会議の取り扱いについて**

- ・公開とする。

## **2 個人情報業務案件にかかる諮問事項及び報告事項について**

### **(1) 諮問第1号 外部提供の可否及び通知の免除について**

（平成31年度厚生労働科学特別研究事業に係るレセプト情報の提供について）

#### ・概要説明

説明者より資料に基づき概要説明

#### ・質疑応答

【委員】レセプトの匿名化が進められているが、地域における特殊な病気をされている方は、匿名化されても統計的に見ていくと、個人がクローズアップされてしまうことがある。こういったことは大丈夫なのか、という意見がしばしば出る。

これについて説明者はどうお考えか。

【説明者】資料23頁にあるとおり『本研究では、医療費適正化等の観点から対策が求められる生活習慣病（糖尿病、高血圧、脂質異常症）に限定して患者像を生成・分析』とされているので、委員が言われたような研究はしないとされている。

- 【事務局】 なおかつ、資料17頁のとおり、レセプト情報のうち、例えば、医療機関番号、保険者番号、は匿名加工する。医療機関番号を匿名化することで、どこの医療機関にかかったかは分からなくなる。保険者番号を匿名化することで、どこの広域連合から出た情報が分からなくなる。また、「資格」部分の被保険者氏名は、個人を特定するものだが、ここは匿名化される。項目8番から15番のうち、例えば、「第一公費負担者番号」等は、特別な病気にかかっている公費負担があると番号が入るが、ここは空白で提出するため、どこから出た情報が分からなくなる。生年月日についても、日付が空白となるので、年齢は分かるが日付は分からないため、個人を特定することは難しくなると考えている。
- 【委員】 東北大学の研究事業ということだが、通常、医療系だと倫理審査申請を大学で出し、倫理審査で審査をされる。その中で、終了時のデータの取扱いや、個別の周知は無理にしても、3都県でこのような事業を行っているというような包括的な周知は申請書等にかかれることが多いのだが、そのあたりの情報の管理等については聞いているか。
- 【説明者】 資料36頁のとおり、今後のやりとりで国保連から国保中央会から実施機関への流れが書かれている。最終的に使用後のデータは廃棄し、廃棄証明を提出させることになっている。また、全国のどの地域で実施するかを含めて具体的なことは公表せずに実施すると聞いている。
- 【事務局】 資料15頁のとおり「都道府県名、保険者名は公表しません」とされている。私どもとしては、国保連、国保中央会に確認して具体的な県名等を把握しているが、研究の事業の中では公開はしないと聞いている。また、国保連から国保中央会を通して東北大学にデータが行くが、資料28頁「レセプト情報等に係る匿名化実施項目等」にあるとおり、東北大学と国保中央会の間で契約個人情報保護を含む情報提供に係る契約書を締結予定となっている。私どもは、国保連から国保中央会を通して依頼し、データについては処分をし廃棄証明を出すよう依頼する予定。
- 【委員】 対象は、糖尿病・高血圧等に限定されている。このデータを使ってどのような形で出てどのような対策をしていけばいいのか等がわかれば意義がある。これがどこかの会社に提供される等だと問題があるが、研究目的のために提供されているということだから問題ない。問題があったら、先方に責任をとってもらえばよい。きちんと契約するということだからよい。

【会 長】ほかに意見がないようなので、諮問第1号については、審議会として概要説明のとおり「可」とする。

(2) 諮問第2号 外部提供に関する審議会事前一括承認基準の追加の可否について  
(国及び都からの補助金等により実施される学術研究事業に係る匿名化処理等を行った給付情報等の提供について)

・概要説明

説明者より資料に基づき概要説明

・質疑応答

【委 員】資料35頁にある「①医療機関番号」から続く8つの項目は、研究機関の進化や厚生労働省の考え方等により項目が動く可能性もあるように思うが、ここをフィックスした形にすると、運用がやりにくくなるのでは。

【説明者】匿名化処理につきましては、「高齢者の医療の確保に関する法律」第16条を基に規定されているNDB(レセプト情報・特定健診等情報データベース)関連の通知等に規定されている項目である。そのため、この項目から1項目でも満たさないものがある場合については、一件一件審議会にかけさせていただいたうえで外部提供を行いたいと考えている。

【委 員】「医療費の適正化」ということが強調されているからよろしいのでは。

【説明者】2025年には団塊の世代が後期高齢者になる。また、2040年には更に後期高齢者が増える中で、医療費の削減が国としての課題となっている。国は、来年度予算でも「自然増は認めるが、それ以外は認めない」と言っている。自然増でも数千億円の予算の増加が必要だと厚労省等で議論されていることを考えると、医療費の引き下げに向けた取り組みが必要であり、実際には、もっと若いうちから取り組んでもらいたい、ということで法律改正等が行われ、我々も来年度から取り組んでいく。これらの医療費適正化の一環としての研究目的なので、提供していきたいと考えている。この類型化するとき、国や都の補助金をもらっていないものも対象にするという議論があったが、そうすると、学術的な部分については、私共でどこまで審査できるかという問題もあるため、学術的な部分については、国や都の補助金を審査する部署で審査していただき、それが通ったものだけに提供したいと考えている。

【委員】これからこういう申請がかなり増えてくると思う。直接的に広域連合に提供の申請があった場合は、大学等の場合、倫理申請の承認のコピーをもらうと、データの処理方法等がかなり詳しく書かれている。大学や研究機関の場合は、当該施設の「倫理申請書」の写しを提出させるのも一つの方法である。

【会長】ほかに意見がないようなので、諮問第2号については、審議会として、概要説明のとおり「可」とする。

(3) 報告第1号 東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の改正について及び

(4) 報告第2号 東京都後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の改正について

・概要説明

資料に基づき概要説明

・質疑応答

【委員】値上がりしたというわけではないのか。

【説明者】はい。内規をそのまま引用したもの。多色刷りについては、各自治体いろいろな金額があるが、同じ施設内にある特別区人事厚生事務組合や清掃一部事務組合等と合わせた金額とした。

【会長】ほかに意見がないようなので、報告第1号、報告第2号については、審議会として、概要説明のとおり了承する。

### 3 その他

(1) 通知の誤発送による個人情報の一部流出に係る対応について

・概要説明

資料に基づき概要説明

・質疑応答・意見

【委員】事故が起きたときに一番大事なことは、とにかく早く対応すること。原因を追究してから発表しようとする、ものすごく時間がかかる。現象が起きたら、すぐに状況を報告し、当面の対応策を取り、その後本質的な原因を追及し修正していくのがよい。そういう視点から見ると、この対応は、比較的早く対応できており、適切であったと言える。

- 【委員】プレスリリースはどのように行ったか。
- 【説明者】記者会見は行わず、情報提供のみ。新聞社1社から問い合わせがあったが、記事になっていない。
- 【委員】委託業者先は、このような事故があっても改善された、ということで継続して事業を行っているのか。
- 【説明者】はい。
- 【委員】今回は、とても良い対応で業者もきちんと対応しているようだが、業者へのペナルティとか次の委託を依頼するときの対応とかを考えているか。前年度等に事故を起こした業者を次の契約時にどのように扱うか決まっているのか。
- 【説明者】この事業はプロポーザルで業者を選定している。今年度の事業が終了した後、評価が良ければ次年度も随意契約する、となっているが、評価委員会を開き、次年度も継続してよいか委員会で検討したいと考えている。その手続きは踏みたい。
- 【委員】プロポーザルの選定をするときに、プライバシーマークを取得している業者の中でも事故が少ない業者を選ぶように。プライバシーマークは100%ではない。結構事故を起こしている。
- 【委員】事故は100%なくなるということはない。起こった場合に対応がきちんとしていることが大事。

## (2) P I Aの再実施に係る第三者点検について

### ・概要説明

資料に基づき概要説明

### ・質疑応答・意見

- 【委員】パブコメではどのくらい反響があるのか。
- 【説明者】今までに1件も意見は寄せられていない。
- 【委員】ファイルごとに審査できないか。
- 【説明者】広域連合で取り扱っている事務は一つしかない。なおかつ、マイナンバーを取り扱っているシステムは「標準システム」一つであるため、一つのファイルになっている。

以上